

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

令和4年6月30日現在

令和4年4月1日～令和4年6月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 28件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	消費者契約法等改正法案に対し修正を求める意見書	埼玉消費者被害をなくす会	2018年6月改正時の国会附帯決議において、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設」など、困惑類型の受け皿規定の導入に向けた検討が要請されていた。しかも、消費者庁検討会報告書(2021年9月)において、立法根拠事案の存在とともに具体的な要件を伴って、次のような規定が提言されたにもかかわらず、いずれも導入されていないことは、極めて不適切である。 (1)困惑類型の規定に関する脱法防止規定を設けること (2)事業者の不当な働きかけにより消費者の意思決定が歪められた場合の取消権を設けること (3)消費者の判断力の低下に乗じて生活に支障を及ぼす契約の取消権を設けること 本改正法案の国会審議において、上記規定が盛り込まれていない原因を解明するとともに、国会において修正案を策定し採択することを求める。
4月4日	電子移転可能型前払式支払手段の規律に関する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 海老原 夕美	電子移転可能型前払式支払手段に関する規律につき、消費者被害の発生防止及び被害救済の観点から、「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ報告」(2022年1月11日 金融庁)の提言に基づいた早期の法制化を求める。 ただし、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する範囲としては、1回あたりの譲渡額等が2万円超、又は、1か月あたりの累計譲渡額等が10万円超のいずれかに該当する場合とすべきである。
4月4日	民法の成年年齢引下げにあたり、消費者被害防止のための措置を改めて求める会長声明	第二東京弁護士会 会長 菅沼 友子	民法の成年年齢引下げについては、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権(民法5条2項)を喪失することによる消費者被害の拡大への懸念が指摘されてきた。「民法の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)の成立にあたって採択された附帯決議(参議院法務委員会)では、①本法律成立後2年以内に、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の創設など、若年者の消費者被害の防止・救済のために必要な法整備を行うこと、②高等学校・大学等での実践的な消費者教育の実施、③18歳、19歳の若年者に理解されやすい形での周知徹底、など十項目にわたり必要な措置を講ずることを政府に求めた。 しかしながら、本法律の成立から3年10ヶ月という準備期間があったにもかかわらず、つけ込み型不当勧誘取消権は未だ創設されず、若年者の消費者被害の防止・救済のための効果的な法整備もなされていない。消費者教育についても、若年者が未成年者取消権を喪失することのリスクを十分に理解するに至っていないと断言できる。当会は、政府に対し、上記附帯決議に記載されたような若年者の消費者被害の防止・救済のために必要な法整備等の措置を早急に実現することを改めて求める。
4月4日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための諸施策の実現を改めて求める会長声明	東京弁護士会 会長 伊井 和彦	「民法の一部を改正する法律」(以下「民法改正法」という。)の施行により、18歳・19歳に達している200万人を超える若者が、一度に未成年者取消権を失うことになり、消費者被害が拡大することが強く懸念される。 民法改正法は平成30年6月に成立したが、同法の成立に際し、参議院法務委員会は、①いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設することなど、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な措置を講ずること(法成立後2年以内)、②マルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること、③消費者教育の充実、④成年年齢引下げについての周知徹底、などを、政府が本法を施行するに当たり格別の配慮を行うべき事項とする附帯決議を行い、法成立後施行まで3年10ヶ月もの期間が設けられた。 しかしながら、本法の施行日までに、附帯決議に示された施策は実現に至らなかった。 当会は、国に対し、上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現を求めるとともに、本法施行後の消費者被害、特に18歳・19歳の若者の消費者被害の実態について、国が率先して調査を行い、被害救済に必要な措置を執ることを強く求める。
4月5日	【参考送付】成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策の実現を緊急に求める会長声明	富山県弁護士会 会長 坂本 義夫	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)が施行され、18歳、19歳の若者は未成年者取消権を失うこととなり、若年消費者の被害拡大が強く懸念される。 本法律の成立に際して、参議院法務委員会は、若年者への消費者被害の拡大を防止するための法整備として、本法律成立後2年以内にいわゆる「つけ込み型不当勧誘取消権」を創設すること、若者のマルチ商法等の被害の実態に即した必要な措置を講ずること、実践的な消費者教育の実施を図ること等、全10項目にわたる具体的な施策を示した附帯決議を採択し、施行まで3年10か月の準備期間内に実施することを求めている。 また、当会も、成年年齢引下げについては、平成29年8月には、若年者への消費者被害拡大を防止するための十分な施策の準備がなされていないとして反対し、令和3年6月には、「1年後に迫る成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現することを求める会長声明」を発出した。 しかしながら、これらの施策が十分実施されず、多くの課題が残されたまま施行日を迎えている。 当会は、若年者の消費者被害防止のための実効性ある諸施策を緊急に実現することを改めて求めるとともに、本法律施行後に生じた若年者の消費者被害の内容や傾向を直ちに分析及び検証し、これらを踏まえた更なる被害防止のための施策を併せ検討・実施していくことを求める。
4月5日	【参考送付】成年年齢引下げによる若年者の消費者被害拡大を防止する施策実現等を緊急に求める会長声明	沖縄弁護士会 会長 田島 啓己	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)が施行されたが、消費者被害の拡大防止などの課題の多くは残されたままである。 本法律成立に際し、参議院法務委員会は、法成立後2年以内に、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設すること、若者のマルチ商法等の被害の実態に即した必要な措置を講ずること、消費者教育の充実を図ること等具体的な施策を示した附帯決議を採択し、これらの諸施策を施行までの3年10ヶ月の間に実施することを求めている。 この間、当会でも、2018年(平成30年)12月に民法の成年年齢引下げの問題点を検討するシンポジウムを開催し、2021年(令和3年)7月1日には、「成年年齢引下げによる若年者の消費者被害拡大を防止する施策実現等を求める会長声明」を発出した。 しかしながら、未成年者取消権を18歳で失うことの意味や若年者の身近に起こりうる消費者被害についての情報等の周知や消費者教育が十分に実施されているとはいえない。また、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、今に至ってもなされていない。 当会は、国に対し、若年者の消費者被害防止のための実効性のある諸施策を緊急に実現することを改めて求めるとともに、本法律施行後に生じた若年者の消費者被害の内容や傾向を直ちに分析・検証しこれらを踏まえたさらなる被害防止のための施策を検討実施していくことを求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月13日	【参考送付】消費者被害救済を可能にする時代に即した法改正を求める会長声明	群馬弁護士会 会長 吉野 晶	2022年3月1日、消費者契約法等の一部を改正する「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)について閣議決定がされた。 本改正案に先立ち、消費者契約に関する検討会は、2021年9月に報告書(以下「検討会報告書」という。)をとりまとめた。 しかし、本改正案では、「受け皿規定」の創設はなく、「つけ込み型不当勧誘取消権」の創設も漏れてしまい、不当条項規制は検討会報告書の提案のうち一部のみの創設に限定されてしまった。 これでは、超高齢者社会の進展や成年年齢引き下げ、オンライン取引の急速な拡大といった、取引環境の変化する時代に即した消費者被害の救済には不十分である。 そこで、本改正案の国会審議にあたっては、時代に即した消費者被害救済を図ることができるよう、最低限、検討会報告書の提案内容を尊重した消費者契約法改正を実現することを求めるものである。
4月18日	契約書面等の電子化に関する政省令策定についての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	政省令策定の検討にあたり、以下の通り意見を申し述べる。 ①真意に基づく「承諾」を確保する方法 「承諾」が真意に基づくものであることを確保するため、以下の事項を政省令に定めることを求める。 1. 事業者は、契約書等の交付について、紙が原則であることを遵守するとともに、その旨の説明義務を課すことを求める。また、契約書面等の電磁的方法による交付は、消費者から請求された場合に限ることとする。 2. 事業者は、消費者に契約書面等の重要性や契約期間中の保管、クーリング・オフの起算日、クーリング・オフの手続きの方法等の重要事項の説明を義務付けることを求める。 3. 真意に基づく承諾を確認する「電子交付の承諾の控え」の紙(複写)を消費者へ手渡し、または郵送することを求める。 4. 契約書等を受け取る消費者において、電磁的方法による交付が可能な機器やインターネット回線などの環境が整備されており、かつ送受信・保存等の電磁的交付の適応性があるかを事前に確認することを求める。 ②電子データの提供方法について 契約書面等を電磁的交付により提供する具体的な方法について、以下の事項を政省令に定めることを求める。 1. 適応性の確認(テストメール)時に利用したメールアドレスを使うことを求める。 2. 件名を明確に伝え、送付メールに契約書等をPDFファイルで添付し、メール本文に契約した商品や、内容、代金、クーリング・オフの起算日など、契約書等の概要を記載することを求める。 3. 電磁的交付による契約書等のPDFファイルを開覧し保存できた旨について、消費者からの返信によって確認し、この確認をもってクーリング・オフの起算点とすることを求める。 ③取引類型の例外対応について 1. 【特定継続的役務提供】において、そのサービスがオンライン完結で行われる場合において、消費者から契約書面等の交付を請求された場合に限り、オンライン上での手続きを進めることを認める。
4月18日	契約書面等の電磁的方法による提供に関する政省令の在り方についての意見	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏	1. 承諾の取得方法については、少なくとも以下の事項を政省令に定めるべきである。そして、以下の事項が実行されない場合には、契約書面等の電磁的方法による提供について、承諾が得られていないものと扱うべきである。 ①承諾は、原則として、電磁的方法によらない書面により取得するものとし、承諾自体をも電磁的方法により取得することが認められるのは、全てがオンラインによる手続で完了する特定継続的役務提供の場合(対面や電話による説明、勧誘又は契約の履行が一切行われない場合)に限るものとする。また、承諾書面を取得した場合には、その控えを交付する義務を事業者に課すこと。 ②上記例外的場面において、電磁的方法による承諾を認める場合には、ウェブページでチェックを入れるような簡易な手続は許されず、電子メールの送受信により、消費者が自ら明示的な承諾文言を記載することとする。 ③書面の電磁的交付についての承諾書面の取得は、勧誘を行う訪問や電話とは同一の機会に行うことは認められないこととする。ただし、承諾の取得のために別の機会を設けたことで訪問販売や電話勧誘販売の該当性を欠くこととならないことを明確にすること。 ④承諾を取得する際、消費者が電子メールの送受信やPDFファイル等の閲覧・保存等の取り扱いに習熟していることを要することとし、このことについて確認する義務を事業者に課すこと。 ⑤事業者は以下の事項についての説明義務を課すこと。 ア 電磁的方法によらない書面交付が原則であること。 イ 書面交付が、特定商取引法の対象類型においてトラブルを回避するために重要なものとして法によって事業者が義務付けられたものであること。 ウ 書面交付が、特定商取引法上のクーリング・オフの起算点となるものであること。 ⑥事業者から進んで電磁的方法による書面交付のメリットあるいは紙媒体による書面交付のデメリットを提示する等、契約書面等の電磁的方法による提供に承諾するよう消費者を誘導することを禁止すること。 2. 電磁的方法による書面交付の方法については、少なくとも次のことを政省令で定めるべきである。 ①交付する書面全体を、PDFファイル等の電子データとして添付し、電子メールにより送信する方法に限定することとし、マイページからのダウンロードなどの手法については認められないものとする。 ②PDFファイル等を電子メールで送信するに際しては、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること。 ③消費者が、送信されたPDFファイル等の内容を閲覧・保存等ができたことについて、書面の交付後、消費者から電子メールによる返信を受け、事業者が遅滞なく確認すること。 ④送信したPDFファイル等の内容について、消費者がその内容を閲覧した状態で分かりやすく説明する義務を事業者に課すこと。 ⑤消費者からPDFファイル等の再提供の要請を受けたときの再提供義務を事業者に課すこと。 ⑥PDFファイル等の提供後、消費者から電磁的方法によらない書面の交付の要請を受けたときの交付義務を事業者に課すこと。

4月20日	書面交付の電子化に関する政省令の在り方についての意見書	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議	<p>消費者庁の「特定商取引法等の書面の電子化に関する検討会」で検討している書面交付の電子化に関する政省令の在り方について、当団体は以下のとおり意見を述べる。</p> <p>1. 真意に基づく「承諾」を確保するための措置の導入について 以下の事項を政省令で定めるとともに、これらの事項が実行されないときは電子交付の「承諾」が得られていないものと扱うことを求める。</p> <p>(1) 顧客が電子機器の利用による電子データの取り扱いに習熟していることを、販売業者が確認すること。 (2) 販売業者に、所定の事項についての説明義務を課すこと。 (3) 直接勧誘型については、書面による承諾を得て、承諾書面の控えを交付する義務を課すこと。 (4) 直接勧誘型については、承諾を得て勧誘のやりとりを録音し、そのデータを一定期間保管する義務を課すこと。</p> <p>2. 電磁的方法による提供に当たって必要な措置の導入について 以下の内容を政省令で定めることを求める。</p> <p>(1) 電子データの提供は、メールに契約条項全文をPDFファイルで添付する形式あるいはそれと同等の告知機能を確保できる方法で行うこと。 (2) 電子データを提供するメール本文に対象となる契約の特定事項等を明示すること。 (3) メールで電子データを提供した後、消費者が、送付された添付ファイルを開いて契約条項を閲覧したことを確認し、その事実を記録化すること。 (4) 事業者は、契約条項、契約条項閲覧確認等に関する電子データを、相当期間保管すること。 (5) 顧客が高齢者である場合には、販売業者は当該高齢者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認する等の義務を負うこと。</p>
-------	-----------------------------	-----------------------	--

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月22日	実効的な消費者契約法の改正を求める会長声明	愛知県弁護士会 会長 蜂須賀 太郎	消費者庁は、2021年9月に消費者契約に関する検討会の報告書(以下「検討会報告書」という。)が取りまとめられたことを受けて、2022年3月1日、消費者契約法改正案を公表した。検討会報告書が指摘した新たな提案は、①法第4条第3項各号の困惑類型の脱法防止規定の創設、②消費者の慎重な検討の機会を奪うような勧誘があった場合の消費者の心理状態に着目した取消権の創設、③判断力の著しく低下した消費者が生活に著しい支障が及ぶような内容の契約をした場合の消費者の判断力に着目した取消権の創設であった。しかしながら、今般、消費者庁が公表した消費者契約法改正案は、上記①～③に対応する条文案はなく、このような改正では、多発する消費者被害の発生を防止・救済する実効性に乏しい。本消費者契約法改正案は抜本的に見直されるべきであり、少なくとも、検討会報告書が提案した①～③の取消権を創設するよう、強く求める。
4月22日	書面交付の電子化に関する政省令の在り方についての意見書	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦 市郎	1. 真意に基づく「承諾」の確認方法について ①顧客が電子データの取り扱いに習熟していることを販売業者が確認すること。 ②販売業者に以下の事項についての説明義務を課すこと。 ア 書面交付が原則であること イ 提供する電子データが契約内容を掲載した重要なものであること ウ 電子データの提供がクーリング・オフの起算点であること ③書面により承諾を得るとともに、承諾書面の控えを交付する義務を課すこと。 ④顧客が高齢者である場合には、販売業者は当該高齢者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認する義務を負い、その意思がある場合には家族等へ法定記載事項を記載した電子データを別途提供すること。 2. 電子データの提供方法について ①契約条項のPDFファイルを電子メールに添付して提供する方法あるいはこれと同等の告知機能・改ざん防止機能を確保できる方法としたうえ、閲覧・保存等を自らできること及びこれを実施したことの確認義務を事業者に課すこと。 ②契約条項のPDFファイルを電子メールで送信するに際し、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること。 3. 承諾取得にかかる不適正行為の禁止について ①電子データ交付の意義・効果等についての虚偽・誇大な説明や表示をすること ②困惑させる行為により承諾を要請すること ③電子データ交付の場合に書面交付よりも対価その他の取引条件で有利に扱う旨告知すること 等 4. 実効性を確保するための方策について ①消費者の真意に基づく承諾を得たことの立証責任は販売業者が負う旨の明文規定を設けること。 ②販売業者が義務のいずれかに違反した場合は、真意に基づく承諾を得ない電子データの提供は書面交付義務を履行したものと認められず、行政処分の対象となるほか、クーリング・オフの起算日が開始しないことを明記すること。
4月22日	成年年齢引下げに伴う消費者被害を防止するための実効的な消費者契約法の改正を求める声明	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦 市郎	消費者庁は、2021年9月に消費者契約に関する検討会の報告書(以下「検討会報告書」という。)が取りまとめられたことを受けて、2022年3月1日、消費者契約法改正案を公表した。検討会報告書が指摘した新たな提案は、①法第4条第3項各号の困惑類型の脱法防止規定の創設、②消費者の慎重な検討の機会を奪うような勧誘があった場合の消費者の心理状態に着目した取消権の創設、③判断力の著しく低下した消費者が生活に著しい支障が及ぶような内容の契約をした場合の消費者の判断力に着目した取消権の創設であった。しかしながら、今般、消費者庁が国会に提出した消費者契約法改正案は、上記①～③に対応する条文案はなく、このような改正では、多発する消費者被害の発生を防止・救済する実効性に乏しく、特に、成年年齢引下げに伴う若年成人の消費者被害の実効的な救済につながらないことが強く懸念される。本消費者契約法改正案は抜本的に見直されるべきであり、少なくとも、検討会報告書が提案した①～③の取消権を創設するよう、強く求める。
4月26日	特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する政省令についての意見	富山県弁護士会 会長 坂本 義夫	1. 特定商取引法等の書面交付義務及びクーリング・オフ制度の消費者保護機能を実質的に十分に確保できる政省令とすること。 2. 政省令には、次の内容を規定すること。 (1) 契約書面等を電磁的方法により提供することの消費者からの承諾取得について、承諾書面の作成及び承諾書控えの交付を原則とすることなど消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保するために必要な措置を定めること。 (2) 契約書面等を電磁的方法により提供することのできる消費者を、書面の電子化に対応できる適合性を有する者に限定するとともに、事業者は、消費者が書面の電子化に対応できる適合性を有する者であることの確認を義務付けること。 (3) 契約書面等を電磁的方法により提供する方法について、書面による場合と同程度の告知機能が確保されるよう必要な措置を定めること。 (4) 契約書面等の交付に代えて電磁的方法により提供した場合においても、消費者の求めがあったときには、提供された情報を書面で再交付することを事業者は義務付けること。
4月26日	契約書面等の電子化に関する政省令改正についての意見書	札幌弁護士会 会長 佐藤 昭彦	契約書面の電子化に関する政省令の改正は、以下の条件をすべて満たす内容とすべきである。 1. 真意に基づく承諾 (1) 販売業者等は、電子化について消費者の承諾を得る際に、電子化に対応し得るデジタル環境及び機器操作能力を有していること(適合性)を確認しなければならない。特に、販売業者等は、消費者が満65歳以上の年齢である場合には、家族等の第三者に電子データを同時に交付することが可能であることを説明し、交付の希望があるか、消費者の意向を確認しなければならない。 (2) 販売業者等は、電子化について消費者の承諾を得る際に、消費者に対し、①書面(紙)の交付が原則であること、②提供される電子データは紙の契約書面等に記載・印刷された内容と同一かつ非常に重要なものであること、③交付方法によって有利・不利の差異がないこと、④クーリング・オフ(無条件解約)の権利があること及び当該契約における具体的な期間が何日であるか(8日又は20日)、⑤電子データを受信したら速やかに内容を確認し、消去せず保存しておくべきことについて、それぞれ説明しなければならない。 (3) 販売業者等は、電子化について消費者の承諾を得る際に、上記の確認と説明をしたこと及び消費者が承諾した事実について、いずれも立証責任を負う。 2. 電子データの交付方法 (1) 交付される電子データには、契約書面等の記載事項が全て網羅され、後から改ざんすることが不可能な形式で保存されていなければならない。交付に際しては、各事業者によって仕組みの異なるSNS等ではなく電子メールを利用すべきである。 (2) 販売業者等は、電子メール本文中において、契約日、契約の対象(物品や役務)、消費者が支払うべき対価及び当該契約におけるクーリング・オフ期間と具体的な申請方法を記載し、速やかに電子データの詳細を確認し、保存するよう消費者に注意喚起しなければならない。 (3) 販売業者等は、改ざんができない形式で電子データを保存し、後日、消費者が再度の交付を求めた場合、これに応じなければならない。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月28日	特定商取引法の書面交付の電子化に関する政省令の在り方についての意見書	栃木県弁護士会 会長 安田 真道	<p>特定商取引法の書面交付の電子化に関する政省令の在り方について、以下の通り意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 真意に基づく「承諾」の確認方法について <ol style="list-style-type: none"> 販売業者が、顧客が電子データの取り扱いに習熟していることを確認すること。 販売業者に以下の事項についての説明義務を課すこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①書面交付が原則であること ②提供する電子データが契約内容やクーリング・オフ制度を掲載した重要なものであること ③電子データの提供時がクーリング・オフの起算点であること ④書面により承諾を得るとともに、承諾書面の控えを交付する義務を課すこと。 ⑤顧客が高齢者である場合には、販売業者は当該高齢者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認する義務を負い、その意思がある場合には家族等へ法定記載事項を記載した電子データを別途提供すること。 電子データの提供方法について <ol style="list-style-type: none"> ①契約条項のPDFファイルを電子メールに添付して送信する方法、あるいはこれと同等の告知機能・改ざん防止機能を確保できる方法とすること。 ②消費者が電子データの閲読・保存を実施したことの確認義務を事業者に課すこと。 ③契約条項のPDFファイルを電子メールで送信するに際し、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること。
5月6日	特定商取引法及び預託法の契約書面等の電子化に関する主務省令において適正な措置を講じることを求める意見書	長崎県弁護士会 会長 濱口 純吾	<p>特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する主務省令を定めるに際し、消費者の適正な保護の観点から、以下の事項を実現することを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約書面等を電子化することにつき消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保するために必要な措置を定めること。 契約書面等の電子化の対象をこれに対応することができる適合性を有する消費者に限定すること。 消費者が高齢者や障がい者である場合には、事業者は消費者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認するとともに、消費者が希望する場合には、事業者は家族等に対し同じ内容の電子データを提供すること。 契約書面等を電子化する場合は、契約内容及びクーリング・オフに関する事項につき契約書面等を現実に交付する場合と同程度の告知がなされること。 契約書面等の電子化に承諾した消費者の求めに応じて電子データを再提供すること。 上記1～5の各事項について事業者が義務付けるとともに、事業者が上記1～5の各義務のいずれかに違反した場合は行政処分の対象とするほか、上記1～4の各義務に違反した場合はクーリング・オフ期間が開始しないことを明記すること。
5月12日	契約書面等の電子化に関する政省令整備についての意見書	関東弁護士会連合会 理事長 若林 茂雄	<p>契約書面等の電子化を認めた「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の施行に伴う関係政省令の整備にあたっては、以下のような条件を満たすよう求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 承諾(改正法第4条2項等)の真意性を確保するための政令事項 <ol style="list-style-type: none"> ①消費者が電子データの取り扱いに習熟していることを販売業者等が確認すること。 ②販売業者等に以下の事項についての説明義務を課すこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 書面交付が原則であること イ 提供する電子データが契約内容を掲載した重要なものであること ウ 電子データの提供がクーリング・オフの起算点であること ③消費者から書面により承諾を得るとともに、消費者に対し承諾書面の控えを交付する義務を課すこと。 ④訪問販売、電話勧誘販売及び訪問購入においては、勧誘の全過程を録音する等、承諾の真意性確保のための特別の手続的要件を加重すること。 電磁的方法による提供の適正さを確保するための省令事項 <ol style="list-style-type: none"> ①契約条項のPDFファイルを電子メールに添付して提供する方法など消費者が契約条項を記載した電子データを容易に閲覧できる方法に限定すること。 ②契約条項のPDFファイルを電子メールで送信するに際し、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること。 ③消費者が65歳以上である場合は、販売業者等は、当該消費者に対し、家族等に対しても書面記載事項の電子データの提供を希望するか否かの意思を確認する義務を負い、その意思がある場合には家族その他消費者が指定する第三者に、直ちにこれを提供しなければならないものとする。
5月12日	特定商取引法等の書面交付義務の電子化に関する政省令の在り方についての意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>特定商取引に関する法律及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律の書面交付義務の電子化に係る政省令を定めるに当たっては、電子化によって書面交付義務が有するクーリング・オフ制度の告知を中心とする消費者保護機能が低下することがないよう、以下の内容の規定を設けるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 真意に基づく明示的な承諾の確保 <ol style="list-style-type: none"> ①書面交付義務の電子化の意義・効果の説明 ②適合性の確認 ③承諾の取得方法の制限 ④不適正行為の禁止 ⑤高齢者の家族等の関与の確保 ⑥立証責任及び違反の効果の明確化 電子データの提供方法とクーリング・オフ制度の告知機能等の確保 <ol style="list-style-type: none"> ①電子データの提供方法 ②電子メール本文における告知 ③電子データの提供とクーリング・オフの起算日 ④高齢者の家族等への提供方法 ⑤概要書面の電子データによる提供における契約概要の説明 ⑥契約書面等の電子データによる提供における再提供義務 ⑦契約条項の保存措置義務

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月17日	特定商取引法上の書面交付の電子化に対する意見書	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木 耐久	<p>1. 真意に基づく「承諾」の確認方法について 改正法4条2項等の「承諾」が真意に基づくものであることを確保するため、少なくとも以下の事項を政省令に定めること、これらの事項が実行されない場合は電子交付の承諾が得られていないものと扱うことを求める。なお、真意であることの確認方法は取引類型によって異なるため、取引類型の特徴に応じた検討が必要である。</p> <p>①消費者が電子データの取り扱いに習熟していることを販売業者が確認すること。 ②販売業者に以下の事項についての説明義務を課すこと。 ア 書面交付が原則であること イ 提供する電子データが契約内容を掲載した重要なものであること ウ 電子データの提供がクーリング・オフの起算点であること ③書面又はメールにより承諾を得るとともに、承諾の意思表示が記載された書面の控えを交付する義務を課すこと。 ④消費者が高齢者である場合には、販売業者は当該高齢者に対し、家族等への電子データの提供を希望するか否かを意思確認する義務を負い、その意思がある場合には家族等へ法定記載事項を記載した電子データを別途提供すること。 ⑤訪問販売、電話勧誘販売及び訪問購入並びに契約勧誘時又は契約締結時に消費者と対面する場合の連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引については、承諾の真意性確保のための特別の手続的要件を加重すること。</p> <p>2. 電子データの提供方法について 契約条項に記載した電子データの送付方法については、少なくとも次のことを政省令で定めることを求める。 ①契約条項のPDFファイルを電子メールに添付して提供する方法としたうえ、これを実施したことの確認義務を事業者に課すこと。 ②契約条項のPDFファイルを電子メールで送信するに際し、電子メール本文に、商品名、数量、代金額、クーリング・オフ事項、クーリング・オフの送信先メールアドレスを表示すること。</p>
5月19日	SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書	愛知県弁護士会 会長 蜂須賀 太郎	<p>1. 総務省、消費者庁及び消費者委員会は、①ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として使用されている実態、②特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないSNSが詐欺行為等の誘引手段として多用されている実態、③SNS事業者による本人確認記録の保管状況、④SNS利用者を特定する情報について弁護士法23条の2に基づく照会がされた場合のSNS事業者の対応状況等を調査するよう求める。</p> <p>2. 総務省は、第1項記載の調査を踏まえ、SNS事業者の本人確認義務の導入、SNS利用者を特定する情報の照会に対してSNS事業者が適切な対応をするための対策及びSNS事業者の適切な本人確認記録の保管義務の導入等、民事裁判・交渉における相手方特定のための実効性ある措置を検討するよう求める。</p> <p>3. 消費者庁及び消費者委員会は、第1項記載の調査を踏まえ、総務省に対し第2項記載の実効性ある措置を速やかに講じるよう適切な働きかけ又は意見表明の実施を検討することを求める。</p>
5月27日	「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の成立にあたっての声明	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>今回、取消権をはじめ、報告書の内容に基づいた十分な法改正が出来なかったことは大変残念である。今後の法改正においては、その基となる検討会報告書を尊重した内容とすることを強く要望する。ただ、衆議院、参議院の附帯決議は、今後に向けて明確に課題を示している。消費者庁はこの附帯決議を真摯に受け止め、内容に沿って対応することを求める。</p> <p>全国消団連では、特に以下の点について、要望する。</p> <p>消費者契約法については、附帯決議に示されたとおり、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討を、直ちに開始することを求める。これまでの改正においては、特定の場面を限定した取消権の追加が措置されてきたが、要件が狭く、すき間をすり抜ける悪質な事案が起き続けている。また、社会のデジタル化や超高齢社会の進展、成年年齢引き下げなど、消費者をとりまく情勢は大きく変化している。これらを踏まえ、消費者と事業者間のあらゆる契約を対象とした包括的な民事ルールを規定するものであることに立ち返り、契約締結時以外への適用場面の拡大や、損害賠償請求権の導入、平均的損害額の立証責任の転換など、あらゆる角度から検討を進めることが必要である。</p> <p>また、今回改正には至らなかったが、判断力の低下した消費者に対して現在や将来の生活に著しい支障が出るような契約を故意に締結させる事案は、大変悪質な行為である。この事案については、国民生活センターからも注意喚起がされるなど、現に被害が起きており、今後も同様の被害が起ることを危惧している。検討会報告書ではある程度要件は明確に示されるなど、論議の到達点は他と異なっており、抜本的な見直しとは別に、喫緊の課題として契約の取消などの早急な救済措置を要望する。</p> <p>消費者裁判手続特例法については、消費者被害回復のために消費者団体訴訟制度をより使いやすくする観点から、検討会報告書に沿った法改正となり、前進したことを評価する。今後は法改正に沿った実効性のある制度の整備を急ぐとともに、検討会報告書で将来的な課題となった点や衆議院、参議院の附帯決議の内容について、引き続き検討していくことを要望する。さらに、消費者団体訴訟制度をはじめとした民事訴訟手続では、被害回復に限界があり、悪質な事業者による多数消費者被害を回復するには、早期かつ広範に被害情報を探知できる行政的手法についての検討を進めることを要望する。</p>
6月2日	消費者保護に配慮した特商法の書面交付電子化ルールの設定を求めます！	全国消費者行政ウォッチねっと	<p>1. 書面交付を電子化することに対する承諾が真意に基づくものであることを担保するため、以下の要件を設定すること。 (1)消費者の電子機器・電子データの取扱いについての習熟度の確認義務 消費者において、事業者の手助けなしに、テストデータの送信、データの閲覧・保存、事業者へのデータ返信ができるのか等、消費者の電子機器・電子データの取り扱いについての習熟度を確認することを事業者が義務付けるべきである。また、習熟方法を確認する際、事業者が消費者を手助けすることを禁止する必要がある。 (2)重要事項の説明義務 提供する電子データが契約内容を掲載した重要なものであることやクーリング・オフの起算点になること、電子データの提供ではなく書面交付が原則であることなどの説明義務を事業者に課すべきである。 (3)事後的検証を可能にする措置の実施(直接勧誘型) 直接勧誘型(訪問販売・電話勧誘販売、面談・電話・ウェブ面談による連鎖販売取引等)の場合には、書面交付の電子化に対する承諾が真意に基づくものであったのかを事後的に検証できる措置が必要である。具体的には、①書面により承諾を得たうえ、その控えを交付すること、②勧誘状況について消費者の承諾を得たうえ録音すること、等の対応が必要である。</p> <p>2. 提供された電子データの内容を確実に閲覧・保管できる方法が確保されること。 (1)電子データの提供方法 電子データの閲覧、保管が確実に行われる方法で提供することが求められる。具体的には、メールにPDFファイルを添付して送信し、メール本文に重要事項を記載するなどの方法が考えられる。 (2)電子データの閲覧・保管の確認義務 消費者による電子データの閲覧、保管について、事業者の確認義務を課すことが必要である。消費者の電子データの閲覧、保管について事業者による確認が取れない限り、クーリング・オフ期間は進行しないとすべきである。 (3)電子データの保管・開示義務 事業者に対し、提供した電子データを相当期間保管する義務を課すとともに、消費者の求めに応じて、そのデータを開示する義務を課すべきである。</p> <p>3. 高齢者に対する「見守り」の観点を加味した高齢者保護制度を設けること。 高齢者との取引において書面交付の電子化を行う場合、当該高齢者に対し、家族その他高齢者が指定する第三者に電子データを提供するかどうかの確認義務を事業者に課すべきである。この義務を怠った場合には、クーリング・オフ妨害と同様に位置づけ、クーリング・オフ期間は進行しないとすべきである。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月3日	【参考送付】詐欺的投資被害を防止するために、取消権の拡充を含む消費者契約法の改正、消費者教育の推進、見守りネットワーク確立を含む体制整備を求める総会決議	沖縄弁護士会 会長 田島 啓己	<p>詐欺的投資被害の発生が後を絶たない。詐欺的投資被害では、投資対象や手法が時勢に合わせて次々変化するものの、社会不安を煽る巧みな悪質事業者の勧誘に始まり、知人、親戚等の勧誘を介して新たな被害者を生むという特徴に変わりはない。</p> <p>被害対象者も幅広いものの、特に、社会経験や知識、判断力に乏しい若年者や判断力の衰えや制限が見られる高齢者や障がい者は、こうした詐欺的投資被害に遭う危険性が高い。</p> <p>当会は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」とは別に、①消費者契約法第4条第3項各号の困惑類型の包括的脱法防止規定、②消費者の心理状態に着目した取消権、③消費者の判断力に着目した取消権の創設を含む消費者契約法の改正を早急に行うこと 2. 国、沖縄県及び沖縄県内の各市町村に対し、若年者の消費者教育に関する施策を可能とする環境整備の推進及び必要な予算措置を講じること 3. 沖縄県及び沖縄県内の各市町村に対し、高齢者や障がい者の消費者被害の予防・救済のために見守りネットワークを早期に組織し、地域の実情に応じた、効果的な見守り活動を促進していくことを求める。
6月3日	特定商取引に関する法律等の書面の電子化に関する主務省令において適正な措置を講じることを求める意見書	福岡県弁護士会 会長 野田部 哲也	<p>特定商取引法及び預託法の書面交付義務の電子化に係る政省令を定めるに当たっては、下記の内容の措置を講じるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者からの承諾の取得について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者に対して、消費者から契約書面等の交付義務を電子化することの承諾を得るのに先立って、消費者は原則として書面の交付を受けることができること等についての説明義務を課すこと (2) 事業者に対して、同じく消費者から承諾を得るのに先立って、消費者が自身の電子機器を操作して、電子メールの受信、送信等ができること等についての確認義務を課すこと (3) 事業者が消費者の承諾を取得する方法について、必要事項を記載した承諾書面への消費者の署名及び承諾書面の控えを消費者へ交付すること等について定めること (4) 事業者が消費者の承諾を取得するに際しては、電子データの提供の意義・効果等についての虚偽・誇大な説明及び表示等の行為を禁止すること (5) 事業者に対し、高齢者である消費者の承諾を得る際には、家族その他の第三者への電子データの同時提供を希望するかどうかの意思確認を義務付けること (6) 消費者の真意に基づく承諾を得たことの立証責任は事業者が負うこと及び事業者が上記(1)から(5)の義務または禁止のいずれかに違反した場合には書面交付義務を履行したものとは認められず、クーリング・オフの起算日が到来しないことを明記すること 2. 事業者が契約条項を電子データで消費者に提供する方法等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子データの提供方法を契約条項全体の一覧性を確保し改ざん防止措置を講じた電子データを添付した電子メールを消費者に送信し、消費者が閲覧・保存した上で、事業者の確認メールを返信するものとする (2) 電子メール本文で契約を特定する事項等の内容を告知・明記すること (3) 電子データの提供とクーリング・オフの起算日を消費者が電子データを閲覧・保存した上で、事業者の確認メールを返信した日等とすること (4) 高齢者である消費者が電子化を承諾するに際し、家族その他の第三者への電子データの提供を希望することを表明した場合には、当該家族等に対しても同時に電子データを提供するものとする (5) 概要書面の交付に代えて電子データを提供する場合、消費者が当該電子データを閲覧している状態であることを確認の上、契約の概要を説明するものとする (6) 契約書面等を電子データによって提供した場合の再提供義務を課すこと (7) 契約条項の保存措置義務を課すこと
6月21日	【参考送付】アフィリエイト広告に関する景品表示法及び特定商取引法における対策を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国は、景品表示法におけるアフィリエイト広告に関する取組について、以下の内容の強化を行うべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者庁で開催されたアフィリエイト広告等に関する検討会が2022年2月15日に公表した報告書の提言に基づき、景品表示法26条2項に基づく「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(平成26年11月14日 内閣府告示第276号)にアフィリエイト広告の広告主が講ずべき表示の適正な管理上の措置の具体例を追加する改正を早急に行い、これを広告主及び関係事業者に対し周知徹底する。 (2) アフィリエイト広告を委託した広告主が不当表示に対する法的責任を負うことを、景品表示法上に明文で定める。 (3) 前記指針に基づくインターネット上の広告主の自主的な取組を支援するため、同法27条による指導及び助言並びに同法28条による勧告及び公表を積極的に行う。 (4) 前号の指導及び助言並びに勧告及び公表の権限を都道府県にも付与する。 2. 国は、違法なアフィリエイト広告を始めとする法令違反行為の未然防止を図るため、特定商取引法を改正して、通信販売を行う事業者に対し、以下のような内容の業務適正化の体制整備義務を課す規定を新たに設けるべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者は、通信販売に係る取引の公正を確保し、購入者等に生じるおそれのある不利益を未然に防止し、消費者の信頼を確保するため、広告表示及び申込画面表示の適正化等の法令遵守に必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。 (2) 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。 (3) 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、以下の権限を有するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすること ② 事業者が正当な理由がなく講ずべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること ③ 事業者が勧告に従わないときは、その旨を公表すること (4) 前号の指導及び助言並びに勧告及び公表の権限は、都道府県にも付与するものとする。
6月22日	【参考送付】契約書面等の電子化に関する政省令整備についての会長声明	群馬弁護士会 会長 吉野 晶	<p>政省令の在り方の基本的な視座としては、書面交付義務が電磁的記録によって可能となったことで、これまでの消費者の保護の水準を後退させてはならないということである。</p> <p>例えば、電磁的記録での交付を消費者が承諾する意思表示(改正特定商取引法4条2項等)については、事業者による事前の説明事項(クーリング・オフ等の重要な消費者の権利に関する説明文書であること等)を政省令で厳格に規定すべきである。そして、事業者は、これを履践するだけでなく、電磁的記録交付を承諾する消費者の意思表示があったことについて消費者から書面の交付を受けて確認する等、消費者の慎重な意思表示を担保できる制度設計が必要である。</p> <p>また、クーリング・オフの起算日が消費者にとって不明瞭なものとならないよう、消費者が電磁的記録の受領を現実に確認した時点を起算日とすることを明示し、事業者には電磁的記録の到達の有無を確認する義務を課すことが検討されるべきである。そのうえで、電磁的記録を消費者が現実に受領したことの確認を怠った事業者に対しては、クーリング・オフの起算日が到来しないこと等の取扱いを明記して、消費者保護が現状よりも後退することがないよう政省令を整備すべきである。</p> <p>以上のとおり、書面交付義務の電子化によって消費者保護が後退することのない政省令の実現を強く求める。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月27日	「書面交付の電子化に関する政省令」の制定に際して、消費者保護の観点から国会審議、立法者意思の尊重を強く求める意見書	旭川弁護士会 会長 池田 めぐみ	書面交付電子化に関する政省令の在り方について、以下の3点が特に重要な問題点と考え、意見を述べる。 第1 電子交付につき消費者から「真意に基づく明示的な承諾」を確保する方法 検討会では、書面による承諾取得の方法を維持することはデジタル社会の推進に逆行するとの意見が主張されている。しかし、デジタル社会形成関係法律整備法により電子データによる提供を可能とする32法律の一括改正を行った際、政府は「消費者による契約解除の申込み」など「消費者・弱者保護や紛争防止の観点等から書面とすることに意義が認められるものは対象としない」という例外方針を明示している。例えば、整備法のうち宅地建物取引業法は、重要事項説明書(同法35条8項)や契約書面(同法37条4項)の電子化は認めたものの、クーリング・オフの告知書面(法37条の2、省令16条の6)についてはあえて電子化の対象としていない。特定継続的役務提供のうち悪質業者による被害発生のおそれが低い分野のオンライン完結型取引に限り、例外的に電子メールによる承諾の取得を認めることとし、その他の分野は書面による承諾を得てその控えを消費者に交付する方法がとられるべきである。 第2 電子データの提供とクーリング・オフの起算日 検討会では、他の法令との整合性等を根拠に、電子データが消費者側のメールサーバーに届いたときに到達したものとみなし、この時点をクーリング・オフの起算日とするとの意見が事業者側から主張されている。不適正な勧誘により不本意な契約被害が発生しやすい特定商取引法等の対象取引においては、クーリング・オフ制度を消費者に現実に告知することは他の法令よりも一層重要である。消費者が電子データを閲覧・保存した上で、確認メールを送信した日もしくは事業者が消費者による閲覧・保存を確認した日をクーリング・オフの起算日とすべきである。書面交付と事業者の説明義務によりクーリング・オフ制度を実質的に保障することが、従前からの国会の立法者意思であり、今回の政省令の策定においても、電子データに記載されたクーリング・オフ事項を消費者が実際に閲覧したことを事業者が確認しなければ、クーリング・オフの告知があったとは評価できないことが制度設計の大原則とされるべきである。 第3 最後に、高齢者については、判断能力の低下により特に悪質業者のターゲットになりやすいことから、販売業者は、家族等への情報提供の希望がないかどうかを確認する義務を負い、希望がある場合には家族等へ法定記載事項を記載した電子データを同時に提供すべきである。

<食品表示関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	今こそ全食品に実効性のあるトレーサビリティ制度の導入を	主婦連合会 会長 河村 真紀子	熊本県産アサリをめぐる産地偽装問題を受け、消費者庁と農林水産省が食品表示基準のガイドラインの改正を公表し、輸入から国産への産地切り替えが事実上不可となる、不正の出来ない仕組みを作ろうとしていることは評価するが、そもそも何故長期にわたり不正が見逃がされて来たのか、生育期間が最も長い場所を原産地と表示できるルールの悪用は他の農水産物にも広がっているのではないかと、といった疑問、懸念は多くの消費者が持っている。偽装問題についての徹底的な調査と結果の公開を求めるとともに以下を要望する。 1. 全ての食品へのトレーサビリティ制度の導入と、誤認を与えない表示 繰り返される偽装表示をなくし、誤認を与えない表示するには、トレーサビリティ制度の導入が何より重要である。これまで重大な事故・事件がある度に個別にトレーサビリティ制度が導入されて来たが、今求められているのは、全ての食品において、表示の根拠となる書類の保存徹底による消費者にとって正直でわかりやすい情報である。トレーサビリティ制度の導入により、多くの消費者が求めている遺伝子組換え食品やゲノム編集技術応用食品などの表示も可能になると考える。 2. 行政による監視体制の強化 食品表示の偽装や不正な行為を防ぐためには、関係省庁が相互に十分な連携を図り、一体となって迅速かつ適切に対応することが必要である。行政機関による監視機能を整備し、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがす事犯の取締りを強化し、罰則を強化するなど再発防止を図ることを求める。
5月19日	食品表示法の規制対象に広告を含む旨の法改正に関する申し入れ書	食の安全・監視市民委員会 代表 佐野 真理子、山浦 康明	現在、トクホ・機能性表示食品などを含む保健機能食品のテレビ・ネット・新聞広告が盛んだが、これらの広告には景品表示法・健康増進法・薬機法以外の規制手段がない。既存の規制諸法は表示禁止事項や必要表示事項を定めたもので、虚偽や著しく不当なものを事後的に規制しており、消費者が商品を選択、購入する際の広告規制には役立たないため、消費者が誤認しないために、容器包装に表示すべき事項は、広告にも表示するべきと考える。 現在「疾病の診断・治療・予防を目的とするものではない」旨、あるいは「食生活は主食主菜副菜でバランスよく」などの文言は、広告においても表示されているが、テレビの場合は読み取る余裕もないほどの短時間しか掲載されず、新聞広告は一面広告であっても、読み取ることが困難な極小文字で記載されている。最低限の掲載時間、文字の大きさなどについても、一定の規制をすべきと考える。 その一歩として、食品表示法の規制対象に広告を含む旨の法改正を早急を実施することを求める。

<その他:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月8日	【参考送付】アビガンの備蓄中止と承認取り消しを求める要望書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	アビガン錠200mg(一般名:ファビピラビル、以下「アビガン」という。)について、以下のとおり要望する。 1. 承認を取り消し、使用及び備蓄を中止すること 2. アビガンをめぐる経緯について総括をし、国民に説明すること (要望の理由) アビガンは、新型コロナウイルス感染症の治療薬として、政治主導で過剰な期待感をつくり出し、「観察研究」という枠組みで使用されてきた。しかし、承認時の審査等を通じて強い催奇形性が明らかになっており、動物実験でも深刻な副作用が認められている。今般、富士フィルム富山化学株式会社が、アビガンに関して現在実施している新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした国内臨床第Ⅲ相試験の被験者の組入れを2022年3月末に終了する旨を公表したが、既に複数の治験において有効性の証明には失敗しており、仮に富士フィルム富山化学が治験を継続しても有効性を示せないことは容易に推測できる状態にあった。 当会議は、これまで3回にわたり意見書を公表し、即時の使用中止を求めてきたが、この度の治験終了を踏まえて、厚生労働省に対し、アビガンの承認を取り消して使用及び備蓄の中止を求めるとともに、これまでの経緯について総括し、国民に説明することを求める。
4月8日	【参考送付】ラゲブリオ(モルヌピラビル)の使用一時中止を求める要望書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	ラゲブリオカプセル200mg(一般名:モルヌピラビル、以下「本薬」という。)について、厚生労働省およびMSD株式会社に対して以下のとおり要望する。 1. 使用を一時中止し、通常の承認審査を改めて行うこと。 2. 市販直後調査における死亡例9件を含め副作用の詳細について公表すること。 (要望の理由) 本薬は、新型コロナウイルス感染症治療薬としてMSD株式会社が承認申請し、2021年12月24日に薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会で審議後、即日特例承認されたが、発売開始後わずか85日間で9人の死亡を含む副作用が明らかになった。また、催奇形性の懸念や有効性への疑問も数多く指摘されている。さらに、特例承認に当たっては、利益相反のある委員が最後まで審議に参加していたことが分かっており、その審議結果の中立性や公正性には疑念を抱く。 薬害の未然防止のため、本薬の使用を一時中止し、改めて通常の承認のための手続きを始めるとともに、市販直後調査で得られた9例の死亡例及び副作用の詳細についても公表すべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月11日	【参考送付】「消費者基本計画工程表改定素案」についての意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>消費者庁が2022年3月9日付けで公表・意見募集を行った「消費者基本計画工程表改定素案」について意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「Ⅰ 消費者被害の防止」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「(1) 消費者の安全の確保」について (2) 「(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について (3) ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進 (4) 「(4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備」について 2. 「Ⅱ 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の推進」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「(4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進」について 3. 「Ⅲ『新しい生活様式』の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「(1)『新しい生活様式』の実践や災害時に係る消費者問題への対応」について (2) 「(2) デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立」について (3) 「(3) 消費生活のグローバル化の進展への対応」について 4. 「Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「(1) 消費者教育の推進」について 5. 「Ⅴ 消費者行政を推進するための体制整備」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「(1) 消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保」について (2) 「(2) 国等における体制整備」について (3) 「(3) 地方における体制整備」について
6月22日	【参考送付】塩野義製薬の新型コロナウイルス感染症治療薬の緊急承認に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>塩野義製薬が承認申請した新型コロナウイルス感染症治療薬候補(ゾコーバ錠125mg)について、緊急承認制度を適用して承認することに反対する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ゾコーバ錠(一般名: エンシトレルビル フマル酸、以下「本剤」という。)とは、ウイルスの増殖に必須の酵素である3CLプロテアーゼを選択的に阻害することでSARS-CoV-2の増殖を抑制するとして開発された経口薬であるが、本剤については、本年2月に条件付き早期承認制度の適用を求める承認申請が行われたところ、5月に創設されたばかりの緊急承認制度の適用に切り替えて申請されている。 (2) 緊急承認制度は、緊急事態において第Ⅲ相の検証的臨床試験の結果を待たずに承認を与える例外的制度であり、その適用に当たっては、緊急性、非代替性、有効性の推定、安全性の要件を満たす必要がある(薬機法第14条の2の2第1項第1号、薬生薬審発0520第1号 令和4年5月20日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)。しかし、本剤については少なくとも、有効性の推定、緊急性の要件が認められない。また、動物実験において、胎児における骨格形態異常をきたす催奇形性があることが認められ、ヒトにおけるリスクも懸念される。 (3) 緊急承認制度については、第208回国会でさまざまな課題が議論され、制度の創設に当たっては、衆参両院において、不当な適用の拡大がなされないようにする観点からの附帯決議も行われている。 (4) 塩野義製薬は、本剤について、当初は、本来は臨床試験の実施が困難な希少疾患のための例外的制度である条件付き早期承認制度の適用を求めて申請し、今度は、緊急承認制度の申請に切り替えたという経緯をたどっており、この間には、同社社長が閣僚経験者に対してトップセールスを行うなどしており、薬機法の例外的な制度の趣旨を軽視しているのではないかという疑問すら生じる。承認制度の重大な例外である緊急承認制度に基づく承認の第1号を本剤ですることは、今後の本制度のあり方を危うくするものであり、本剤に緊急承認制度を適用して承認することについては反対する。